

○商工委員会

内閣提出法律案(七件)

号番	件名	院議先	提出月日	参議院	(注)※は予算関係法律案
46	26※ 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	26※ 貿易保険法の一部を改正する法律案	19※ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案	18※ 特許法等の一部を改正する法律案	17※ エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案
ク	ク	ク	ク	ク	衆
三、二	二、一五	二、一〇	二、一〇	二、一〇	五、一〇
三、二 予	二、一五 予	四、一四	四、 予六	三、一五	五、 三、一五 付委員会 託
可決	五、三 可決	五、三 可決	四、三 可決	四、五 可決	可 決 五、 三、二九 議委員会 決
可決	五、一四 可決	五、一四 可決	四、二六 可決	四、二六 可決	可 決 五、 三、二九 議本会議 決
三、二	二、一五	二、一五	二、一〇	二、一〇	五、 二、一〇 付委員会 託
可決	四、三 可決	四、三 可決	四、三 可決	四、七 可決	可 決 五、 三、二五 議委員会 決
可決	四、三 可決	四、三 可決	四、四 可決	四、八 可決	可 決 五、 三、二五 議本会議 決
					備考

6 7	号番
不正競争防止法案(二件)	件
	名
参	院議先
三、一五	月日提出
三、二六	付委員会 委員会
可決	五、八 議決 委員会
可決	五、九 議決 本会議
三、一五	付委員会 委員会
可決	五、三 議決 委員会
可決	五、三 議決 本会議
	備考

2 1 国 2 5 会	1 4	号番
法律案 の促進に関する 法律案 器の研究開発等 高度医療福祉機 械の促進に関する 法律案	継続的な役務の提 供に係る取引の適 正化に関する法律 案	件 名
四、二、二、二〇 外和田教美君 名	五、六、八 外浜津敏子君 名	提出 月日 者
	六、五 一四	予備送 付月日
		提出 衆へ
二、一〇	五、六、八	付委員会 委員会
	未了	議決 委員会
		議決 本会議
	六、五 (予)一四	付委員会 委員会
		議決 委員会
		議決 本会議
〔委員会許可回 撤回〕		備 考

衆議院議員提出法律案（一件）

25	号番		
特定役務に係る継続的役務提供契約の適正化等に関する法律案	件名		
五、六、二五 和田貞夫君 名	提出者 月日		
六、五、一七	予備送付月日		
	提出本院へ		
六、五、 三、二七	付委員会 託	参議院	
	議委員会 決		
	議本会議 決		
六、五、一七	付委員会 託	衆議院	
未了	議委員会 決		
	議本会議 決		
	備考		

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する
法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギー消費の環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等エネルギーをめぐる経済的・社会的環境が大きく変化している状況にかんがみ、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図るため、エネルギーの使用の合理化のための措置の拡充及び石油代替エネルギーの導入を促進するための措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正

1 基本方針

通商産業大臣は、工場、建築物、機械器具等に係るエネル

ギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針を定め、これを公表する。

2 エネルギー使用者の努力

エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

3 工場に係る措置

(1) 通商産業大臣は、エネルギーの使用の合理化目標に関

し事業者の判断基準を定め、これを公表するとともに、製造業その他の政令で定める業種に属する特定事業者はエネルギー使用状況等を主務大臣に報告しなければならない。

(2)

主務大臣は判断基準に照らして、エネルギーの使用の合理化が著しく不十分な特定事業者に対しては、合理化計画の作成を指示することができる。

(3)

特定事業者が指示に従わなかつたときは、その旨を公示することができる。

(4)

特定事業者が正当な理由がなくて指示に従わなかつたときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 建築物に係る措置

(1) 建築主は基本方針に留意して、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(2) 建設大臣は特定建築物（建築物であつて規模について政令で定める要件に該当するもの）に係るエネルギーの使用の合理化のための措置が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築主に対し必要な指示をすることができる。

(3) 建設大臣は特定建築主が正当な理由がなくてその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができ
る。

5 機械器具に係る措置

(1) エネルギーを消費する機械器具の製造事業者等は基本方針に留意して、機械器具に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(2) 通商産業大臣は製造事業者等が製造又は輸入する特定機器について、判断基準に照らして性能の向上を図る必要があると認めるときは、その旨を勧告することができる。

(3) 製造事業者等が特定機器のエネルギー消費効率に係る表示をすべき旨の勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(4) 製造事業者等が正当な理由がなくてその勧告に従わなかつた場合で、機械器具に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会の意見を聴いて、表示をすべきことを命ずることができる。

6 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として、エネ

ルギー・産業技術総合開発機構の業務として、エネ

ルギーの使用の合理化のための技術開発、導入資金に充てるための補助金の交付等に関する業務を追加する。
二、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正

新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として、新たに石油代替エネルギー技術の導入資金に充てるための補助金の交付、石油代替エネルギー技術等の有効性の海外における実証等に関する業務を追加する。

三、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正

法律の題名を、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改めるとともに、当該会計において、従来の石炭対策のほか、エネルギーの使用の合理化を促進するための措置を加えた石油及びエネルギー需給構造高度化対策を実施する。

四、その他

財政上の措置、報告及び立入検査、罰則等について所要の規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会

における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案の主な内容は、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等のエネルギーをめぐる経済的、社会的環境の変化に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図るため、エネルギーの使用の合理化のための措置の拡充、石油代替エネルギーの導入を促進するための措置等を講じようとするものであります。

次に、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案の主な内容は、我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る最近の事情その他の我が国経済をめぐる最近の諸事情の変化にかんがみ、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進するため、エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動について、産業基盤整備基金による債務保証、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題として審議を進め、環境保全、経済成長、エネルギー需給の調和、省エネルギーの推進方策、省エネルギー及び新エネルギーの技術開発、再生資

源の利用促進策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る最近の事情その他の我が国経済をめぐる最近の諸事情に変化が生じている状況にかんがみ、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進するため、エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動について、産業基盤整備基金による債務保証、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、事業者等の努力指針の公表

主務大臣は、事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用

の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力指針を定め、これを公表する。

二、事業計画の承認

1 エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する特定事業活動を行おうとする事業者等は、事業計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。なお、中小企業者及び組合等は、事業計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができる。

2 事業者が共同して再生資源の利用及び包装材料等の使用の合理化のための措置を実施する場合には、共同事業計画を作成し、事業所管大臣の承認を受けることができる。

3 事業所管大臣は、共同事業計画の承認を行う場合には、公正取引委員会と調整を行う。

三、産業基盤整備基金の特定事業活動等促進業務

1 産業基盤整備基金は承認事業者等が承認事業計画に従つて行う特定事業活動に必要な資金等の借入れに係る債務保証を行う。

2 日本開発銀行等が行う承認事業計画に従つて行う特定事業活動に必要な資金等の貸付けについて利子補給金を支給する。

四、課税の特例

承認事業計画に基づく特定事業活動については、租税特別措置法で定める課税の特例の適用、法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

五、中小企業者等が行う特定事業活動等の促進

中小企業者等が行う承認事業計画については、中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法、中小企業投資育成株式会社法、中小企業指導法及び租税特別措置法の特例措置を講ずる。

六、その他

資金の確保、報告の徵収及び罰則、主務大臣及び権限の委任等について所要の規定を設けるとともに、本法律は平成十五年三月三十一日までに廃止するものとするほか、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法等について所要の改正を行う。

委員長報告
前ページ参照

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

要旨

本法律案は、技術革新の進展に伴う技術開発成果の迅速な保護の要請、工業所有権制度の国際的調和の必要性の増大、特許特別会計の財政的基盤の強化の必要性等工業所有権制度をめぐる最近の情勢の変化に対処するため、特許制度について補正の範囲の適正化及び審判手続の簡素化を行うとともに、実用新案登録出願について早期登録の制度を採用する等制度の改善を図り、あわせて工業所有権関係料金を改定する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、特許法の一部改正

1 特許に係る補正の範囲の適正化

明細書又は図面の補正については、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。また、特許請求の範囲の補正については、第二回目の拒絶理由通知を受けたとき以降は、請求項の削除、誤記の訂正等に限定する。

2 特許に係る審判手続の簡素化

拒絶査定に対する審判の請求時において、特許請求の範囲についてする補正是、請求項の削除、誤記の訂正等に限定するとともに、補正の却下の決定に対する審判を廃止し、補正の可否は、拒絶査定に対する審判において争うこととする。

二、実用新案法の一部改正

1 早期登録制度と権利期間短縮

実用新案の出願があったときは、その実用新案の出願が必要事項の不記載等により無効にされた場合等を除き、実用新案権の設定の登録をする。また、実用新案権の存続期間は、実用新案の出願の日から六年とする。

2 実用新案技術評価書提示の義務づけ

実用新案の出願又は実用新案登録については、特許庁長官に、実用新案技術評価を請求することができる」とするとともに、実用新案権者等については、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告した後に、侵害者等に對し、その権利行使することとする。

三、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の料金関係部分の改正

特許、実用新案、意匠及び商標についての手数料及び特許料又は登録料を改定する。

委員長報告

ただいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における技術開発の進展に伴う技術開発成果

の迅速な保護の要請、工業所有権制度の国際的調和の必要性の増大、その他工業所有権制度をめぐる情勢の変化に対処するため、特許制度について補正の範囲の適正化及び審判手続の簡素化を行うとともに、実用新案登録出願について早期登録の制度を採用する等制度の改善を図り、あわせて工業所有権関係料金を改定しようととするものであります。

委員会におきましては、工業所有権制度をめぐる国際協議の動向と我が国の対応、新制度の円滑な実施策、補正の適正化と審査期間の短縮、料金値上げと中小企業支援策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

貿易保険法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、発展途上国等における累積債務の増大等に伴い、本邦法人等による発展途上国等に対する事業資金の貸付け及び出

資等が減少する一方で、我が国の貿易黒字の増加に伴い資金還流が強く要請されている状況に適切に対処するため、海外事業資金貸付保険の新設によるアントナードな事業資金の貸付けの促進、海外投資保険のてん補率の上限引き上げによる直接投資の促進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第一 海外事業資金貸付保険の新設

外国政府等に対するその本邦外において行う事業に必要な長期資金に係る貸付金の回収不能に伴う損失等をてん補する海外事業資金貸付保険を新設する。

1 海外事業資金貸付の定義

海外事業資金貸付とは、本邦法人等が行う外国政府等（当該本邦法人等がその経営を実質的に支配しているものを除く。）に対する次に掲げる事業に必要な長期資金の貸付に係る債権の取得等を言う。

- 一 本邦外において行う事業（次号に掲げるものを除く。）
- 二 本邦外において行う輸出貨物の生産等、当該国の対外取引の発達に著しく寄与する政令で定める事業

2 保険契約

本保険の対象となる保険契約とは、海外事業資金貸付を行つた者の次の各号の一に該当する事由による貸付金債権等の元本若しくは利子（「貸付金等」という。）の回収不能、保

証債務の履行に基づく求償権に係る回収不能等によって受け
る損失をてん補する契約であること。

- 一 外国における為替取引の制限又は禁止
- 二 外国における戦争、革命又は内乱
- 三 前二号以外の本邦外において生じた事由で、海外事業資
金貸付の当事者の責めに帰することができないもの
- 四 海外事業資金貸付（保証債務の負担を除く。）の相手方
又は保証債務に係る主たる債務者の破産
- 五 海外事業資金貸付の相手方の六月以上の債務の履行遅滞
で、海外事業資金貸付の当事者の責めに帰することができ
ないもの

3 保険価額、保険金額の上限

- 一 保険価額とは、貸付金等又は保証債務の額を言う
- 二 同保険によってかけることのできる保険金額は、保険価
額に、1の第一号に係る貸付においては百分の九十五の範
囲内において政令で定める割合を、1の第二号に係る貸付
においては百分の九十七・五の範囲内において政令で定め
る割合を乗じて得た金額以内であることとする。

4 支払い保険金

同保険によっててん補される額（支払い保険金）は、回収
不能によって生じた損失から、次の各号に掲げる金額を控除

した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た
金額とする。

- 一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額
- 二 債還期限後又は保証債務を履行した後若しくは求償権取
得の日から六月を経過した日後に回収した金額

第二 海外投資保険の改正

「海外投資」の定義について、海外事業資金貸付保険の新設
に伴う所要の改正を行うとともに、非常危険のてん補率の上限
を引き上げる。

1 海外投資の定義

海外投資とは、外国法人（当該本邦法人等がその経営を実
質的に支配しているものに限る。）に対する本邦外において
行う事業に必要な長期資金の貸付に係る債権の取得等を言う
ことに改める。

2 てん補率

非常危険のてん補率の上限を百分の九十から百分の九十五
に引き上げる。

委員長報告

ただいま議題となりました貿易保険法の一部を改正する法律案
につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申

し上げます。

本法律案は、発展途上国における累積債務の増大等に伴い、本邦法人等による発展途上国等に対する事業資金の貸し付け及び出資が減少している状況に適切に対処するため、海外事業資金貸付保険を新設して事業資金の貸し付けに伴う危険のてん補を拡充するとともに、海外投資保険のてん補率の上限を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、今後の資金還流のあり方、対ロシア支援と貿易保険、貿易保険特別会計の財政状況と今後の見通し、海外事業資金貸付保険の制度化の効果等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より反対する旨の意見が述べられました。次いで採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案（閣法第二六号）

要旨

本法律案は、我が国の小規模事業者が近年経営資源の高度化等により厳しい経営環境に直面しており、事業所数の減少、大企業との付加価値生産性の格差が拡大している実情にかんがみ、商工会及び商工会議所がその組織及び機能を活用して、小規模事業者の事業の共同化等経営の改善発達を支援する事業を総合的に促進するため、所要の措置等を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、小規模事業者の定義

小規模事業者とは、常時使用する従業員数が二十人（商業又はサービス業に属する事業者については五人）以下のものをいう。

二、基本指針の策定

通商産業大臣は、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業について、所定の事項に関する基本指針を策定し公表しなければならない。

三、経営改善普及事業に係る補助

国は、商工会等が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（経営改善普及事業）に必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

また、全国商工会連合会又は日本商工会議所が経営改善普及事業に関し、基本指針に即して商工会等を指導するために必要な経費の一部を補助することができる。

四、基盤施設計画の認定

商工会等は共同工場、展示施設等の小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設を設置する事業（基盤施設事業）について基盤施設計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができる。

また、商工会等以外の者が実施する基盤施設事業についても、当該事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると商工会等が認める場合は、基盤施設計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができる。

五、連携計画の認定

商工会等は、商工会等以外の者が実施する小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓等に寄与する研修、展示会等の事業であつて、商工会等が実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業と連携して実施される連携事業について連携計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができる。

六、基盤施設事業、連携事業に対する支援措置

国は認定を受けた基盤施設計画に基づく基盤施設事業の実施

に必要な資金の確保に努める。また、商工会等が認定を受けた基盤施設事業を実施する場合、全国商工会連合会及び日本商工会議所による債務保証を受けられるよう所要の措置を講ずるとともに、商工会等以外の者が認定を受けた基盤施設事業又は連携事業を実施する場合、中小企業信用保険法の特例措置、中小企業近代化資金等助成法の特例措置等を講ずる。

七、その他

報告の徴収及び立入検査、都道府県知事等への権限の委任、所定の報告を行わなかつた者等に対する罰則等について所要の規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案は、小規模事業者をめぐる最近の厳しい経営環境にかんがみ、商工会及び商工会議所が実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援するための事業内容の拡充及びその効果的実施を図るため、債務の保証の制度を確立する等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、最近に

おける中小企業の資金需要の大口化、中小企業をめぐる金融環境の変化等に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険について、普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険及びエネルギー対策保険の付保限度額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題とし、商工会、商工會議所の体制強化の必要性、基盤施設事業と地域振興策との関係、商工会、商工會議所のあり方、中小企業をめぐる景気動向と金融支援策、付保限度額の引き上げ幅と信用保証協会の保証状況等の諸問題について質疑を行うとともに、参考人の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりましたところ、日本共産党市川委員より、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されました。

次いで採決に入り、まず、商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定致しました。なお、本法律案に対し、七項目の附帯決議を行いました。

次いで中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決、本法律案は全会一致

をもつて原案どおり可決すべきものと決定致しました。
以上、御報告申し上げます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、最近の中小企業の資金需要の大口化、中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企業信用保険の一中小企業者当たりの付保限度額を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、普通保険

一般的な保険である普通保険の付保限度額については、一億二千万円（組合の場合は一億四千万円）を一億円（組合の場合は四億円）に引き上げる。

二、無担保保険

物的担保の不要な保険である無担保保険の付保限度額については、千五百万円を二千万円に引き上げる。

三、特別小口保険

無担保・無保証人による保険である特別小口保険の付保限度

額については、四百五十万円を五百万円に引き上げる。

四、公害防止保険

公害防止に要する費用に係る保険である公害防止保険の付保限度額については、二千万円（組合の場合は四千万円）を五千円（組合の場合は一億円）に引き上げる。

五、エネルギー対策保険

省エネルギー又は石油代替エネルギーの導入に資する施設の設置費用に係る保険であるエネルギー対策保険の付保限度額については、一億円（組合の場合は二億円）を二億円（組合の場合四億円）に引き上げる。

委員長報告

一四六ページ参照

不正競争防止法案（閣法第六七号）

要旨

本法律案は、最近における不正競争をめぐる情勢の変化に適切に対応するため、現行不正競争防止法を全面的に見直したものであって、国民にとって分かりやすい法律とするため、法の表記のひらがな口語体への変更、目的及び不正競争の定義の明確化を行

うとともに、事業者の営業上の利益の保護及び事業者間の公正な競争の確保のため、商品の形態を模倣する行為等の不正競争行為類型への追加、営業上の利益を害された者の救済面の充実、罰金限度額の引き上げ等刑事罰の強化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の表記のひらがな化、目的規定の創設

カタカナ表記の現行不正競争防止法に替え、ひらがなで表記するとともに、事業者間の公正な競争、国際約束の的確な実施を確保し、国民経済の発展に寄与するためのものであることの目的規定を設ける。

二、不正競争の定義

他人の商品等の表示を使用して自己商品と混同させる行為、不正手段により営業秘密を取得・不正開示する行為等現行の不正競争類型を定義付けするほか、新たに、他人の著名な商品等の表示を自己商品等に無断で使用する等の行為、他人の商品形態を模倣して利用する行為を不正競争類型として定義する。

三、差止請求権

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者の侵害行為の停止又は予防請求を認める。

四、損害賠償請求権、損害の額の推定及び書類提出命令

故意又は過失による不正競争行為によって営業利益を侵害さ

れた者の損害賠償請求を認めるとともに、損害の額の推定規定

を設け立証を容易にする。また、損害を算定するに必要な関係

書類の提出命令権限を裁判所に認める。

五、信用回復措置

故意又は過失による不正競争によって営業上の信用を害された場合に、それを回復するための必要な措置命令権限を裁判所に認める。

六、外国の国旗等の無許可使用の禁止

外国の国旗、国際機関の標章等を許可なく商業利用することを禁止する。

七、不正競争の適用除外事項

商品、営業の普通名称等となっているものについては、それを普通の商業的利用に供しても不正競争とはしないこととする。

八、罰則の強化等

不正競争を行った者、外国国旗等を許可なく使用した者に対する罰金限度額を三百万円に引き上げるとともに、それらの者を使用する法人に対しては両罰規定の罰金限度額を一億円に重課する。

九、その他

営業秘密における差止請求権の消滅時効、所要の経過規定など

を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました不正競争防止法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、多様かつ巧妙化する不正競争の現状にかんがみ、事業者の営業上の利益を保護し、かつ事業者間の公正な競争を確保するため、現行法の全部を改正し、平仮名化するなどわかりやすい法律とした上、新たに商品の形態を模倣する行為等の停止または予防を請求することができることとして不正競争の防止を図るとともに、営業上の利益を侵害された者の救済を図るための制度を充実しようとするものであります。

委員会におきましては、本法の目的と消費者保護、不正競争行為類型の拡充と一般条項、国際的枠組みとの整合性、不正商品規制のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。